

**産業財産登録総局**  
**(DIGERPI)(パナマ)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 産業財産登録総局 (DIGERPI)(パナマ)

指定（又は選択）官庁 PA	産業財産登録総局 (DIGERPI) (パナマ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 PA
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	スペイン語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 特許： 出願手数料…………… USD 128.50 実用新案： 出願手数料…………… USD 78.50	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	出願人が発明者でもあり，経済的状況から手数料全額の支払が困難であれば，出願手数料の10%のみを支払えばよい <sup>2</sup>	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 詳細は国内官庁に問合せされたい。

P A	産業財産登録総局 (DIGERPI)(パナマ) (続き)	P A
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名<sup>3,4</sup></p> <p>出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する宣言書<sup>3,4</sup></p> <p>先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する宣言書<sup>3,4</sup></p> <p>国際出願日の後に出願人の名称変更があった場合には、名称変更を証明する書類<sup>4</sup></p> <p>翻訳文3通<sup>4</sup></p> <p>パナマで登録されている代理人又は弁護士による代理人の選任書面(選任書又は委任状)</p>	
誰が代理人として行為できるか?	パナマで登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から6か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。